

（傍線部分は改正、改正後欄の二重傍線部分は新設部分）

改正後	現 行
<p>電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 第1 審査基準 (1) 第2条の2の小売電気事業の登録 第2条の2の小売電気事業の登録に係る審査基準については、第2条の5第1項各号に登録の拒否の要件が規定されているところであり、同項第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。</p> <p>① [略]</p> <p>② 小売電気事業を適正かつ確実に遂行できる見込みがないと認められること、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理できる体制が整備される見込みがないと認められること、<u>事業上のリスクの分析及び対策を踏まえた事業計画が作成されていないこと</u>、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること、法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等のあるものであること、暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の理由により、電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者</p> <p>(2)～(43) [略]</p> <p>(44) 第27条の33第1項の規定による特定供給の許可 第27条の33第1項の規定による特定供給の許可に係る審査基準については、同条第3項各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、次のような場合とする</p> <p>① 次のいずれかの関係が電気を供給する事業を営む者（以下「供給者」という。）と供給の相手方（以下単に「相手方」という。）との間に安定的に存在する場合 [第1号要件] イ～ホ [略]</p> <p>へ 自らが維持し、及び運用する電線路を介して電気を供給する事業を営もうとする場合にあつては、供給者と相手方が共同して組合を設立する場合であつて次に掲げる要件に全て該当する場合 (i) 当該組合の<u>組合契約書</u>において、当該組合が長期にわたり存続する旨</p>	<p>電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 第1 審査基準 (1) 第2条の2の小売電気事業の登録 第2条の2の小売電気事業の登録に係る審査基準については、第2条の5第1項各号に登録の拒否の要件が規定されているところであり、同項第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。</p> <p>① [略]</p> <p>② 小売電気事業を適正かつ確実に遂行できる見込みがないと認められること、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理できる体制が整備される見込みがないと認められること、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること、法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等のあるものであること、暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の理由により、電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者</p> <p>(2)～(43) [略]</p> <p>(44) 第27条の33第1項の規定による特定供給の許可 第27条の33第1項の規定による特定供給の許可に係る審査基準については、同条第3項各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、次のような場合とする</p> <p>① 次のいずれかの関係が電気を供給する事業を営む者（以下「供給者」という。）と供給の相手方（以下単に「相手方」という。）との間に安定的に存在する場合 [第1号要件] イ～ホ [略]</p> <p>へ 自らが維持し、及び運用する電線路を介して電気を供給する事業を営もうとする場合にあつては、供給者と相手方が共同して組合を設立する場合であつて次に掲げる要件に全て該当する場合 (i) 当該組合の<u>定款等</u>において、当該組合が長期にわたり存続する旨が明</p>

が明らかになっていること。

(ii) 当該組合の組合員名簿等に当該供給者及び当該相手方の氏名又は名称が記載されていること。

(iii) 当該組合の組合契約書において電気料金の決定の方法及び当該供給者と当該相手方における送配電設備の工事費用の負担の方法が明らかになっていること、その内容が特定の組合員に対して不当な差別的取扱いをするものでないことが認められることその他組合契約書の内容等により当該供給者が当該相手方の利益を阻害するおそれがないと認められること。

②～④ [略]

(45)～(52) [略]

(53) 第28条の50の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可

第28条の50の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可に係る審査基準については、予算又は事業計画が以下の方針に基づき整理されており、広域的運営推進機関の業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められることとする。

① 予算にあつては、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号。以下「財務会計省令」という。）第3条から第6条までの規定に基づいていること。

② 予算にあつては、広域的運営推進機関が業務を適正かつ確実に実施するために必要十分な費用を計上し、「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」（別添3）の1.（6）に規定する会費及び特別会費等を収入としていること。

③ 予算における人件費その他の費用にあつては、原則として、「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに係る審査要領」（別添2）その他の料金審査に係る考え方と齟齬がないこと。

④～⑥ [略]

(54) 第28条の51第1項の規定による広域的運営推進機関の財務諸表等の承認
第28条の51第1項の規定による広域的運営推進機関の財務諸表等の承認に係る審査基準については、財務諸表等が以下の方針に基づき整理されており、財務諸表等が広域的運営推進機関の財務及び経営状況を的確に把握する上で適正かつ妥当であると認められる場合とする。

① 財務会計省令第12条から第15条までの規定に基づいていること。

② 「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」（別添3）の1.（6）に規定する拠出金、交付金及び第99条の8の規定により推進機関に対して納付された金額については、財務諸表等においてそれぞれの増減及び異動が記載されていること。

らかになっていること。

(ii) 当該組合の組合員名簿等に当該供給者及び当該相手方の氏名又は名称が記載されていること。

(iii) 当該定款等において電気料金の決定の方法及び当該供給者と当該相手方における送配電設備の工事費用の負担の方法が明らかになっていること、その内容が特定の組合員に対して不当な差別的取扱いをするものでないことが認められることその他定款等の内容等により当該供給者が当該相手方の利益を阻害するおそれがないと認められること。

②～④ [略]

(45)～(52) [略]

(53) 第28条の49の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可

第28条の49の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可に係る審査基準については、予算又は事業計画が以下の方針に基づき整理されており、広域的運営推進機関の業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められることとする。

① 予算にあつては、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号。以下「財務会計省令」という。）第3条から第6条までの規定に基づいていること。

② 予算にあつては、広域的運営推進機関が業務を適正かつ確実に実施するために必要十分な費用を計上し、別添3の1.（6）に規定する会費及び特別会費等を収入としていること。

③ 予算における人件費その他の費用にあつては、原則として一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方と齟齬がないこと。

④～⑥ [略]

(54) 第28条の50第1項の規定による広域的運営推進機関の財務諸表等の承認
第28条の50第1項の規定による広域的運営推進機関の財務諸表等の承認に係る審査基準については、財務諸表等が以下の方針に基づき整理されており、財務諸表等が広域的運営推進機関の財務及び経営状況を的確に把握する上で適正かつ妥当であると認められる場合とする。

① 財務会計省令第12条から第15条までの規定に基づいていること。

② 別添3の1.（6）に規定する拠出金、交付金及び第99条の8の規定により推進機関に対して納付された金額については、財務諸表等においてそれぞれの増減及び異動が記載されていること。

(55) 第28条の53第1項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域的運営推進機関債の発行の認可

第28条の53第1項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行の認可に係る審査基準については、資金の借入れ行為及び機関債の発行の行為を必要とする理由、資金の金額及び機関債の金額並びに広域的運営推進機関の財務状態等を考慮して、資金の借入れ行為及び機関債の発行の行為により広域的運営推進機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこととする。

(56) 第28条の53第6項の規定による広域的運営推進機関の機関債の発行に関する事務の委託の認可

第28条の53第6項の規定による広域的運営推進機関の機関債の発行に関する事務の委託に係る審査基準については、業務の委託が次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでなければ、認可しないものとする。

- ① 当該業務の効率化に資すること。
- ② 業務を受託する者が社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について、適正な計画を有し、確実にその業務を行うことができるものであること。

(57)～(64) [略]

(65) 第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可
第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可に係る審査基準については、業務規程が、次のとおり定められ、かつ、その内容が同条第3項に基づき施行規則第132条の7に適合することとする。

- ①・② [略]
- ③ 施行規則第132条の6第3号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ [略]
 - ロ 電気事業者以外の者について、資力信用を有するなど一定の客観的要件を満たす場合には、少なくとも次に掲げる者について参加を認めていること。
 - (i) 発電専用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。）の維持及び運用を行っている者
 - (ii) 小規模な電気事業者などから委託を受けて取引を行う者

ハ・ニ [略]

④～⑩ [略]

⑪ 施行規則第132条の6第10号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ [略]

ロ 不正な取引として、少なくとも次の項目を定めていること。

(i)～(vii) [略]

(viii) 公表前の発電所又は蓄電所（電気設備に関する技術基準を定める省

(55) 第28条の52第1項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域的運営推進機関債の発行の認可

第28条の52第1項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行の認可に係る審査基準については、資金の借入れ行為及び機関債の発行の行為を必要とする理由、資金の金額及び機関債の金額並びに広域的運営推進機関の財務状態等を考慮して、資金の借入れ行為及び機関債の発行の行為により広域的運営推進機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこととする。

(56) 第28条の52第6項の規定による広域的運営推進機関の機関債の発行に関する事務の委託の認可

第28条の52第6項の規定による広域的運営推進機関の機関債の発行に関する事務の委託に係る審査基準については、業務の委託が次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでなければ、認可しないものとする。

- ① 当該業務の効率化に資すること。
- ② 業務を受託する者が社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について、適正な計画を有し、確実にその業務を行うことができるものであること。

(57)～(64) [略]

(65) 第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可
第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可に係る審査基準については、業務規程が、次のとおり定められ、かつ、その内容が同条第3項に基づき施行規則第132条の7に適合することとする。

- ①・② [略]
- ③ 施行規則第132条の6第3号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ [略]
 - ロ 電気事業者以外の者について、資力信用を有するなど一定の客観的要件を満たす場合には、少なくとも次に掲げる者について参加を認めていること。
 - (i) 発電設備の維持及び運用を行っている者
 - (ii) 小規模な電気事業者などから委託を受けて取引を行う者

ハ・ニ [略]

④～⑩ [略]

⑪ 施行規則第132条の6第10号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ [略]

ロ 不正な取引として、少なくとも次の項目を定めていること。

(i)～(vii) [略]

(viii) 公表前の発電所の事故情報など、卸電力取引所の価格形成に影響に

令（平成九年通商産業省令第五十二号）第一条第四号に規定する蓄電所をいう。）の事故情報など、卸電力取引所の価格形成に影響に及ぼすインサイダー情報に基づく取引を行うこと

ハ・ニ [略]

⑫～⑮ [略]

(66)～(73) [略]

第2 処分の基準

(1)～(62) [略]

(63) 第28条の48第4項の規定による広域的運営推進機関の広域系統整備計画の変更命令

第28条の48第4項の規定による広域的運営推進機関の広域系統整備計画の変更命令については、同項に変更を命ずる基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(64) 第28条の57の規定による広域的運営推進機関に対する監督命令

第28条の57の規定による広域的運営推進機関に対する監督命令の処分基準について、「この法律を施行するため必要があると認めるとき」とは、広域的運営推進機関の業務の運営が公正かつ適正に行われていない場合等とする。

(65)～(92) [略]

及ぼすインサイダー情報に基づく取引を行うこと

ハ・ニ [略]

⑫～⑮ [略]

(66)～(73) [略]

第2 処分の基準

(1)～(62) [略]

(63) 第28条の47第4項の規定による広域的運営推進機関の広域系統整備計画の変更命令

第28条の47第4項の規定による広域的運営推進機関の広域系統整備計画の変更命令については、同項に変更を命ずる基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(64) 第28条の56の規定による広域的運営推進機関に対する監督命令

第28条の56の規定による広域的運営推進機関に対する監督命令の処分基準について、「この法律を施行するため必要があると認めるとき」とは、広域的運営推進機関の業務の運営が公正かつ適正に行われていない場合等とする。

(65)～(92) [略]

備考 表中の[]の記載は注釈である。